

三浦市営住宅の廃止（案）について
パブリックコメント（意見募集）を実施します

意見募集期間

令和5年1月4日（水）

～

令和5年2月3日（金）

三浦市

総務部 財産管理課

三浦市営住宅の廃止（案）のパブリックコメント （意見募集）の実施について

このことについて、皆様からのご意見をお寄せください。

1 意見募集案件名

三浦市営住宅の廃止及び今後の方針（案）について

2 資料提供場所

市のホームページ、財産管理課窓口（三浦市役所第2分館2階）、南下浦・初声出張所でご覧になれます。

3 意見募集期間

令和5年1月4日（水）から令和5年2月3日（金）まで
（※郵送の場合は、当日消印有効）

4 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有するかた
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務するかた
- (4) 市内の学校に在学するかた
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するかた

5 意見提出方法

意見募集期間内に次のいずれかの方法により提出してください。（電話や口頭による意見は、ご遠慮願います）

意見等の提出様式については、意見記入用紙（別紙様式）を参考にしてください。（住所及び氏名は必ずお書きください）

- (1) 直接時間する場合
三浦市役所第2分館2階 財産管理課窓口
午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日は除く）
- (2) 郵送する場合
〒238-0298
三浦市城山町1-1
三浦市総務部財産管理課あて
- (3) ファックスを利用する場合

ファックス番号：０４６－８８２－１１６０

(４) 電子メールを利用する場合

メールアドレス：gyouseikanri0401@city.miura.kanagawa.jp

6 条例案の概要

別紙１ 三浦市営住宅条例の廃止について（概要）

別紙２ 三浦市営住宅条例（現行）

別紙３ 三浦市公共施設等総合管理計画

別紙４ 三浦市営住宅個別施設計画

7 意見の公表等

いただいたご意見とそれに対する本市の考え方は、整理した後に資料提供場所にて配布する予定です。なお、いただいたご意見に対して個別に回答はいたしませんので、ご了承ください。

8 問合わせ先

三浦市総務部財産管理課

電話 ０４６－８８２－１１１１ 内線２５１